

株主の皆さまへ

第165期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
当社の新株予約権等に関する事項
当社の支配に関する基本方針
内部統制システム
- 連結計算書類
連結持分変動計算書
連結注記表
- 計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

2026年2月26日

ライオン株式会社

当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

当社の支配に関する基本方針

1. 基本方針およびその実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、2021年1月29日開催の取締役会決議にて当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を非継続としましたが、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為を行う者が現れた場合には、取締役会の恣意性を排し客観性・合理性を高めるため社外取締役および社外監査役のみで構成する企業統治委員会に対応を諮問します。取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重し十分審議を行ったうえで、会社法および金融商品取引法等の関係法令に則り必要かつ相当な措置を講じます。当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保するために株主の皆さまの判断が必要な場合には、可能な限り速やかに株主総会を開催することといたします。

当社は、上記基本方針の実現に資するため、「事業報告 I 当社グループの現況に関する事項 5. 対処すべき課題」に記載した経営ビジョン実現に向けた戦略を強力に推進し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

内部統制システム

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

I. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備・運用状況

<内部統制システムの基本的な考え方>

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的考え方

- ①当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ②ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- ①当社取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- ②企業倫理担当役員の下に企業倫理担当部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、企業倫理担当部長は人事部と協働で当社グループに必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- ③当社取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- ④内部監査部門として当社に監査部を置く。
- ⑤当社監査部は、当社グループ各社に対する内部監査を実施する。
- ⑥当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- ⑦監査部員、企業倫理担当部長、経営企画部員、法務・知的財産部員および監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- ⑧従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- ⑨上記①～⑧の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理担当部長および社外弁護士を直接の情報受領者とする「AL心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、信頼性保証部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。
- ⑩監査役は当社グループのコンプライアンス体制および上記⑨に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

(3) 有事の対応

- ①法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実をコーポレートサポート部総務室長が社長、企業倫理担当役員および監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策本部もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- ②当社グループ各社の担当役員および従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記①と同様に対処する。
- ③当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員および監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 代表取締役および業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- (2) 代表取締役は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存および管理に関する事項を定める。
- (3) 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- (4) 取締役および監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

- ①当社グループのリスクマネジメントについては、経営執行会議で総括管理を行うとともに、経営企画部担当役員を当社グループのリスクに関する統括責任者（リスク統括管理担当役員）として任命し、当該責任者を委員長とするALリスク管理委員会で当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ②事業戦略遂行上のリスクについては、経営執行会議にて当該リスクの度合い、統制等の対応方針、残余リスク（当社グループがリスクテイクする部分）を審議し、リスク管理を行う。
- ③事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、ALリスク管理委員会での審議を経て経営執行会議で評価・特定し、決定した方針に沿ってそのリスクの低減等に全社的に取り組む。
- ④経営リスクのうち、全社横断的かつ専門的な視点での管理が必要な環境、品質責任、事故・災害、コンプライアンスに関するリスクについては、それぞれサステナビリティ推進協議会、CS/PL委員会、安全衛生防災会議、企業倫理委員会において事前に対応策を検討、必要に応じて経営執行会議または執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- ⑤各部所・関係会社においては、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの低減等に取り組む。加えて、各工場においては、ISO9001およびISO14001の認証を受けるとともに、OSHMS（ISO45001準拠）を適用し、品質管理、環境保全および安全衛生管理に積極的に取り組む。

⑥環境変化等により新たに期中に発生するリスク（エマージングリスク）は、ALリスク管理委員会や執行役員会等でその予兆を確認・共有する。当該リスクが期中に顕在化し、経営に重大な影響を与える可能性が高まった場合は、ALリスク管理委員会委員長が指定したリスクオーナーが対応策を検討の上、経営執行会議で審議し、リスク管理を行う。

⑦リスク統括管理担当役員は、リスク管理の推進状況を執行役員会（経営執行会議）および取締役会に報告する。また、監査部は当社グループの一連のリスクマネジメントプロセスが有効に機能しているかを監査し、その結果を取締役に報告のうえ、取締役会の監督に付す。

(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については、地震災害対策マニュアル、感染症については、新型インフルエンザ等感染症対策マニュアル）に従い、当該発生事実をコーポレートサポート部総務室長が社長・ALリスク管理委員会委員長・監査役等へ報告するとともに、ALリスク管理委員会有事対応メンバーは情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 意思決定ルール

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ②また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、経営執行会議を毎月3回、執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ③当社グループ全体の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営執行会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ④当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または経営執行会議の承認を受けるものとする。

(2) 取締役会の基本的位置付け

- ①取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。
- ②取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ③取締役会は、重要事項に係る各機関、社長、ビジネスユニットCOO、担当役員、部所長の決裁権限基準を定める。
- ④取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

(3) 業務推進体制

- ①各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ②月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役および取締役会に報告する。
- ③上記(2)④の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

5. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役の指示の実効性の確保に関する事項を含む）

- (1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査役室に置く。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および法令・定款に違反する重大な事実等がある場合には速やかに監査役に報告する。また、取締役は、次の事項を監査役会に報告する。
 - ①当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - ②当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態および法規・社会的責任に関わる緊急事態
 - ③当社グループにおける内部監査の実施状況
 - ④当社グループにおける社内通報システムによるホットラインの通報状況およびその内容
 - ⑤経営執行会議、執行役員会の決定事項
 - ⑥決裁権限基準にもとづく取締役および執行役員の決裁事項
 - ⑦当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
 - ⑧当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響
- (2) 上記①～⑧に関する事項の報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定する。
- (3) 上記（1）にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 当社グループは、報告者が、報告・通報したことを理由として不利益な扱いを受けないよう行動指針に定め、組織的に保護する。

7. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務執行に必要な費用および債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。
- (2) その他、職務執行の必要に応じて、外部専門家の助言を受けることができる。支払その他の処理は、前記（1）に準じる。

8. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- (3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- (4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- (5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社および関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 監査部は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備および不備の改善状況を含む）を把握・評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- (3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

<内部統制システムの整備状況>

当社は、法令遵守、倫理観強化を基本とする企業行動憲章、行動指針を制定しております。役員、従業員にその遵守徹底を図るため、企業倫理担当役員を委員長とする企業倫理委員会を設け、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策の推進および企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じたときの事態の收拾と再発防止策の立案を行うとともに、社内通報システムの設置等、コンプライアンス体制の強化を進めております。また、業務の効率性、有効性を確保するため、各種決裁に際して社長または担当役員等に決裁権限を委譲する基準、製品開発の各段階での業務プロセスや品質保証を定めた製品マネジメントシステム等の各種規程を整備しております。

これらの事項が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役および監査部による定期的監査を実施しております。

当社の会社情報の適時開示については、その開示の要否について常勤監査役に意見を求め、適正性を確保しております。

また、財務報告に係る内部統制に関する整備状況については、財務報告に係る内部統制の基本方針を策定するとともに評価範囲選定基準および評価対象を定めております。また、各業務プロセスにおける責任者を任命しております。

<内部統制システムの運用状況>

当社は、企業倫理委員会を定期的に開催し、当社グループ全体に係る法令遵守、倫理観強化に向けた具体的施策の推進計画を策定するとともに、計画に沿った研修やEラーニングの実施等を通じて、企業行動憲章の浸透、徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンスアンケートを実施し、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、定着状況を調査するとともに職場における問題の把握に努めております。

リスク管理については、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを「経営リスク」として経営執行会議で評価・特定し、そのリスクの低減等に全社的に取り組んでおります。また、各部門において、定期的にリスクの識別、測定（発生可能性、経営への影響度）、対処方法の評価を実施しております。リスクマネジメントの推進状況は、每期リスク統括管理担当役員が取り纏め、取締役会で報告しております。

当社グループ各社の状況については、業績、事業計画等を定期的に当社取締役会へ報告するとともに、当社グループ全体の財産、損益に大きな影響を及ぼす案件については、当社取締役会および経営執行会議において審議を行っております。

当社グループの内部監査については、監査部が年間の内部監査計画にもとづき、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況の監査を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、本社、主要な事業所および子会社の監査等を行っております。

II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

<基本的な考え方>

「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。

<整備状況>

反社会的勢力に対する対応統括部所をコーポレートサポート部とし、不当要求防止責任者1名を設置するとともに、当社グループ各事業所および外部機関との連携を図っております。また、警察当局との連携を図るため、特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関に参画し、反社会的勢力に関する情報の共有化を行っております。

反社会的勢力に対する手順を定めその対応を徹底するため、特殊暴力防止マニュアルを定めております。

不当要求防止責任者が当社グループ各事業所で反社会的勢力への対応について必要な教育・研修を実施するとともに、責任者および各事業所担当者は、当該マニュアルに従って職務を実行しております。

■ 連結計算書類 (IFRS)

連結持分変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の純変動	確定給付型退職給付制度の再測定額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動
2025年1月1日残高	34,433	31,327	△8,730	50	10,687	—	1
当期変動額							
包括利益							
当期利益							
その他の包括利益					756	4,561	△1
包括利益合計	—	—	—	—	756	4,561	△1
所有者との取引額等							
配当金							
自己株式の取得			△2				
自己株式の処分		△39	194	△47			
自己株式の消却		△5,234	5,234				
利益剰余金から資本剰余金への振替		5,274					
株式報酬取引		92					
支配継続子会社に対する持分変動							
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替					△396	△4,561	
所有者との取引額等合計	—	92	5,426	△47	△396	△4,561	—
2025年12月31日残高	34,433	31,419	△3,304	2	11,047	—	—

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計				
2025年1月1日残高	13,009	23,749	212,938	293,717	21,976	315,694
当期変動額						
包括利益						
当期利益		-	27,587	27,587	3,461	31,049
その他の包括利益	3,927	9,244		9,244	1,785	11,030
包括利益合計	3,927	9,244	27,587	36,831	5,247	42,079
所有者との取引額等						
配当金		-	△8,019	△8,019	△1,626	△9,645
自己株式の取得		-		△2		△2
自己株式の処分		△47		106		106
自己株式の消却		-		-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-	△5,274	-		-
株式報酬取引		-		92		92
支配継続子会社に対する持分変動		-		-	95	95
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△4,958	4,958	-		-
所有者との取引額等合計	-	△5,006	△8,335	△7,823	△1,531	△9,354
2025年12月31日残高	16,937	27,987	232,190	322,726	25,692	348,419

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成の基礎
当社およびその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数……………25社
主要な連結子会社の名称
ライオンケミカル(株)
ライオンエクスパートビジネス(株)
ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)
ライオンハイジーン(株)
ライオンペット(株)
ライオンエンジニアリング(株)
(株)休日ハック
ライオン歯科材(株)
獅王日用化工（青島）有限公司
獅王家品股份有限公司
Lion Corporation (Korea)
Merap Lion Holding Limited Liability Company
Lion Corporation (Singapore) Pte Ltd
獅王（上海）創新科技有限公司
獅王（香港）有限公司
Lion Kallol Limited
Lion Corporation (Thailand) Ltd.
Southern Lion Sdn. Bhd.
3. 持分法の適用に関する事項
持分法適用会社の数…4社
主要な持分法適用会社の名称
(株)プラネット
PT. Lion Wings
益海嘉里獅王（上海）清潔科技有限公司
4. 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更
当連結会計年度において、当社の持分法適用会社であったMerap Lion Holding Corporationの全株式を取得し、連結の範囲に含めております。これに伴い、Merap Lion Holding CorporationはMerap Lion Holding Limited Liability Companyに社名変更をしております。また当連結会計年度において、(株)ジャパンリテールイノベーションは、当社が保有する全株式を譲渡し、持分法適用会社から除外しております。

5. 会計方針に関する事項

当社グループの会計方針は2025年12月31日現在で強制適用が要求されるIFRSに基づいて作成しております。

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されているすべての事業体であります。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、当社グループの連結計算書類に含まれております。当社および子会社間の債権債務残高および内部取引高、ならびに当社および子会社間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別されております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務および営業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配および共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を直接又は間接的に保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、当社グループが重要な影響力を有することとなった日からその影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を適用して会計処理しております。

被取得企業における識別可能な資産および負債は取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、企業結合で移転された対価(条件付対価を含む)、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、IFRS第3号「企業結合」(以下「IFRS第3号」という。)の規定に従って測定した取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得日における公正価値の合計で計算しております。段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

当社グループは非支配持分を公正価値もしくは被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分相当額で測定するかについて、企業結合ごとに選択しております。

企業結合が生じた報告期間末までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、会計処理が完了していない項目は暫定的な金額で測定しております。取得日から1年以内の測定期間に入手した新しい情報が、取得日時点で認識した金額の測定に影響を及ぼすものである場合には、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。

取得関連費用は発生した期間に費用として処理しております。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産および負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産および負債は、取引日の為替レートで換算しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益および費用は、当該期間の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで換算しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味売却可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は移動平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

(6) 有形固定資産

当社グループは有形固定資産の測定に原価モデルを採用しております。

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去および原状回復費用、ならびに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地以外のすべての有形固定資産について、取得原価から耐用年数の終了時点における残存価額を差引いた償却可能価額を、定額法により定期的に配分するよう減価償却を実施しております。

有形固定資産の見積耐用年数、残存価額および償却方法は、年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物および構築物 3-50年
- ・機械装置および運搬具 5-15年

(7) のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、年次又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

なお、のれんの当初認識時点における測定は、「(2) 企業結合」に記載しております。

(8) 無形資産

当社グループは無形資産の測定に原価モデルを採用しております。

無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数および償却方法は、年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

主な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5-10年
- ・商標権 6-20年

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

(i) 借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。使用权資産は、当社グループがリース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、開始日から耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで、定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。また、リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されず、かつリースの範囲を減少させるものについては、使用权資産の帳簿価額をリースの部分的又は全面的な解約を反映するように減額し、リースの部分的又は全面的な解約に係る利得又は損失を純損益に認識しております。それ以外のリースの条件変更については、使用权資産に対して対応する修正を行っております。

なお、短期リース又は少額資産のリースについては、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

(ii) 貸手としてのリース

リースはオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものでない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。リースがファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかは、契約の形式ではなく取引の実質に応じて判定しております。

(a) ファイナンス・リース

リースの開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。

(b) サブリース

サブリースを分類する際に、中間の貸手は、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照して分類しております。

(10) 資産の減損

① 非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日現在で資産に減損の可能性を示す兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合、および資産に年次の減損テストが必要な場合、当社グループはその資産の回収可能価額を見積っております。資産の回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い方の金額としており、個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位又は資金生成単位グループごとに回収可能価額を見積っております。資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減を行っております。使用価値の評価にあたっては、貨幣の時間価値およびその資産に固有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値を計算しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにあたって利用する事業計画は原則として5年を限度とし、事業計画の予測の期間を超えた後の将来キャッシュ・フローは、原則として一定又は遞減的な成長率をもとに算定しております。

処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

② 減損の戻入れ

のれん以外の資産に関しては、各報告期間の末日現在で過年度に認識した減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、当該資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却累計額控除後の帳簿価額とのいずれかが低い方を上限として、減損損失を戻入れております。なお、減損損失の戻入れは、純損益として認識しております。

(11) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

(i) 確定給付制度

当社グループは確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識した後、直ちに利益剰余金に反映しております。

また、過去勤務費用は、発生した期の費用として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、拠出した期の費用として認識しております。

(12) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で測定しております。

現在価値の算定には、貨幣の時間価値と負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いております。

(13) 金融商品

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識および測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

資本性金融資産については、個々に純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

負債性金融資産については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、満たさない場合は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益もしくはその他の包括利益として認識しております。

資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。

負債性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は減損および為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しており、認識を中止した場合、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 減損

当社グループは、各報告期間の末日現在において、償却原価で測定される金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しております。当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識時点から信用リスクの著しい増大があった場合には、全期間にわたる予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権については、当初から全期間にわたる予想信用損失を認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日超過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債（デリバティブを除く）

(i) 当初認識および測定

デリバティブを除く金融負債は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

当社グループはすべての金融負債を公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から当該金融負債に直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失は、純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、義務の履行、免除又は失効ならびに大幅に異なる条件による交換、又は大幅に異なる条件に変更した場合に認識を中止しております。

③ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識した金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

④ 金融商品の公正価値

期末日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格を参照して算定しております。

⑤ デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、デリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っております。

当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺する際のヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法(ヘッジ非有効部分の発生原因の分析およびヘッジ比率の決定方法を含む。)等を含めております。ヘッジ関係の指定時におよび継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるか評価しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定し、その事後的な変動は以下のとおり処理しています。

(a) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、もしくはリスク管理目的の変更等ヘッジ会計が中止された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益は、予定取引が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(b) ヘッジ指定していないデリバティブ

デリバティブの公正価値変動は、純損益として認識しています。

(14) 株式報酬制度

① ストック・オプション制度

ストック・オプションは付与日における公正価値で見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

② 業績連動型株式報酬制度

受領したサービスの対価は付与日における当社株式の公正価値を基礎として見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

(15) 収益

当社グループでは、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一時点又は一定期間にわたり認識しております。通常の営業活動における商品の販売による収益は、商品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。

当社グループは、原則、製品が出荷した日に顧客に引渡しする配送体制を整えており、出荷と引渡し時点で重要な相違はありません。

収益は、値引き、リベートおよび返品等を加味した、約束した商品の顧客への移転と交換に権利を得ることとなる対価の金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。また、顧客からの前受金については契約負債を計上しています。

商品の販売契約における対価は、商品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

その他、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

(16) 法人所得税

当期および過去の期間に係る当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される額で算定しております。税額の算定に使用する税率および税法は、期末日において制定され又は実質的に制定されているものを使用しております。

繰延税金は、期末日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額（一時差異）に対して、資産負債法を用いて計上しております。

原則として繰延税金負債はすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しております。

ただし、例外として以下の一時差異に対しては、繰延税金資産および負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる場合
- ・企業結合取引ではなく、会計上又は税務上のいずれかの損益にも影響を及ぼさない取引で、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引から発生する資産および負債の当初認識にかかる一時差異
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関して、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関して、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債の帳簿価額（未認識の繰延税金資産を含む。）については、期末日ごとに再検討を行っております。

繰延税金資産および負債は、期末日まで制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現する又は負債が決済される期の税率を見積り、算定しております。

繰延税金資産および負債は、当社グループが当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税額が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又はこれら税金資産および負債が同時に実現することを意図している場合には、繰延税金資産および負債は相殺しております。

当社グループは、2023年5月23日に改訂されたIAS第12号「法人所得税」の一時的な例外規定を適用し、経済開発協力機構（OECD）が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産および負債に関して、認識および開示を行っておりません。

(17) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産又は処分グループを売却目的で保有する資産として分類しております。売却目的で保有する資産へ分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、1年以内に売却の可能性が非常に高いことを条件としております。売却目的で保有する資産は帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された資産は減価償却又は償却を行っておりません。

(18) 資本

① 資本金および資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を資本金および資本剰余金に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合には、取得原価で認識し、資本から控除して表示しております。また、その取得に直接起因する取引費用は、資本から控除しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識し、帳簿価額と受取対価との差額は資本剰余金に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 返金負債および販売に関する引当金の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当社は顧客との契約に基づき、リベートや売上値引が発生します。連結計算書類において営業債務及びその他の債務が114,139百万円計上されておりますが、これには値引き・リベート等の顧客に支払われる対価である返金負債が7,631百万円含まれております。また、引当金（流動負債）2,724百万円のうち、販売に関する引当金が2,685百万円含まれております。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

返金負債および販売に関する引当金は、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いて算定しております。なお、予測しえなかった事象の発生により販売金額の見積りが実績金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. Merap Lion Holding Limited Liability Companyの株式取得に伴う取得原価の配分

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当社は、当連結会計年度においてMerap Lion Holding Limited Liability Companyを連結子会社化したことから取得時において、無形資産11,284百万円（うち商標権5,124百万円、その他無形資産6,160百万円）等およびのれん17,908百万円を計上しております。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

株式の取得価額は、事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定された株式価値を踏まえ、交渉の上、決定しております。また、株式の取得価額は、識別可能な取得資産および負債に配分（Purchase Price Allocation、以下「PPA」という。）しております。識別可能な無形資産は、将来の経済的利益を企業にもたらす資産として、当該無形資産がもたらす将来キャッシュ・フローの現在価値で測定しております。のれんは、取得原価と株式取得時における識別可能な資産および負債に対して配分した額との差額から算出しています。

これらの公正価値測定には外部の専門家を利用しており、識別可能な無形資産のうち、商標権についてはロイヤルティ免除法で測定し、その他の無形資産についてはその性質ごとに適切な評価方法で測定しております。商標権の測定においては将来の売上予想、ロイヤルティ率、割引率を主要な仮定としております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の予測不能な経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 耐用年数を確定できない無形資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

連結計算書類に計上している無形資産のうち、解熱鎮痛薬「バファリン（BUFFERIN）」ブランド等のアジア・オセアニア地域（中国等の一部国・地域を除く）における商標権が6,560百万円含まれております。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該商標権は、耐用年数を確定できない無形資産に分類しており、毎期減損テストを実施しております。

薬品事業を一つの資金生成単位とし、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前の加重平均資本コストを基礎とした割引率5.6%で現在価値に割り引いて算定しております。将来キャッシュ・フローは経営者に承認された3年間の事業計画を基礎とし、それを超える期間については成長率2.0%を用いて算定した継続価値により算定しております。事業計画は、過去の経験と外部の情報を基礎とし、事業の将来予測に関する経営者の評価を反映して作成しております。使用価値の算定における主要な仮定は、事業計画に含まれる将来の売上予想、事業の予測の期間を超えた後の成長率および割引率であります。なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化した場合でも、当該資金生成単位において重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	260百万円
その他の金融資産	29百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	254,821百万円
3. 無形資産の償却累計額 (減損損失累計額を含む)	51,241百万円
4. 保証債務	614百万円

保証先の借入金に対するものであります。

うち187百万円については、当社の保証に対し他者からの再保証を受けております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 (2025年12月31日)
普通株式	279,782,746株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	3,877	14.00	2024年12月31日	2025年3月6日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	4,159	15.00	2025年6月30日	2025年9月2日

(注) 2025年2月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。また、2025年8月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,159	15.00	2025年 12月31日	2026年 3月5日

(注) 2026年2月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(収益認識に関する注記)

当社グループは、事業本部および会社を基礎とした製品・サービス別および地域別のセグメントから構成されており、「一般用消費財事業」、「産業用品事業」、「海外事業」の3つの報告セグメントに区分されております。当該報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであることから、当該報告セグメントおよび報告セグメントの各事業に関連した事業において計上された収益を売上高として表示しております。また、売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(1) 収益の分解

分解した売上高とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	日本	アジア	内、タイ		その他	合計
一般用消費財	223,691	52	—	—	—	223,743
産業用品	36,216	2,666	703	—	424	39,307
海外	28	156,761	62,269	—	1,335	158,125
その他	915	—	—	—	—	915
計	260,851	159,480	62,972	—	1,759	422,092
調整額	—	—	—	—	—	—
連結	260,851	159,480	62,972	—	1,759	422,092

一般用消費財事業は、主に日本において、日用品、一般用医薬品の製造販売および売買を行っており、主に国内の小売業又は卸売業を営む企業および個人を顧客としております。

産業用品事業は、主に日本において、化学品原料、業務用品等の製造販売および売買を行っており、主に国内の化学品メーカー・ホテル・レストラン・病院・介護施設・学校・官公庁・食品工場・リネンサプライ工場・クリーニング店などを顧客としております。なお、海外諸地域への製造販売および売買も行っております。

海外事業は、海外の関係会社において、主に日用品の製造販売および売買を行っており、主に海外の小売業および卸売業を営む企業を顧客としております。

その他は、日本において当社の子会社が、建設請負等、主に当社グループの各事業に関連した事業を行っております。

当社グループの主要な事業における顧客との契約に基づく履行義務の内容および履行義務に係る収益認識時点については、「5. 会計方針に関する事項 (15) 収益」に記載しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金および受取手形	79,604
契約資産	25
合計	79,630
契約負債	690

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は、「営業債権及びその他の債権」に含まれており、契約負債は、「営業債務及びその他の債務」に含まれております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
未充足の履行義務に配分した 取引価格の総額	111

当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。残存履行義務に配分した建設請負契約に係る取引価格について、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。当連結会計年度に残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は2年以内を見込んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、中長期的な成長を継続させるための投資資金の確実な確保と、財務健全性の維持を基本方針とし、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC）を重要な指標として用いております。

	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
親会社所有者帰属持分 当期利益率（ROE）	9.0%
投下資本利益率（ROIC）	6.7%

投下資本利益率（ROIC）は、NOPAT（税引後事業利益）を期中平均の投下資本（資本合計＋有利子負債）で除したもので、投下した資本に対する効率性と収益性を測る指標です。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、契約相手先が債務を履行できなくなることにより、当社グループが財務的損失を被るリスクであります。

営業債権である受取手形および売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしており、利用にあたっては信用度の高い金融機関に限定して取引を行い、信用リスクを低減しております。

これらの金融資産について、返済期日を大幅に経過している場合など債務不履行と認識される場合には、信用減損金融資産と判断しております。

当社グループは、金融資産の全部又は一部が回収不能と評価され、信用調査の結果償却することが適切であると判断した場合、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

期末日における信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている帳簿価額になります。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが、営業債務や借入金等の金融負債に関連する債務を履行できなくなるリスクであります。当社グループでは、資金繰計画を作成し手元流動性の状況を把握しております。また、子会社で生じた余剰資金はグループ間で調整するなど、効率的な資金管理を行うことで必要な手元資金を確保し流動性リスクを低減しております。

(4) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の取引において発生する為替の変動リスクに晒されております。外貨建ての取引については、外貨預金口座を通じての決済や為替予約等のデリバティブ取引を行い、当社グループの損益に与える影響を軽減しています。

(5) 金利リスク

当社グループの有利子負債のうち変動金利によるものは金利の変動リスクに晒されておりますが、有利子負債を超える現金及び現金同等物を維持しており、利息の支払いが当社グループに与える影響は小さく、金利リスクは僅少であります。

(6) 価格リスク

当社グループは、市場性のある取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に公正価値や取引先企業の財務状況を把握し、保有の合理性を見直しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式取得による100%子会社化)

当社は、オーストラリア連邦（以下、「オーストラリア」）でビューティケア製品の製造・販売等の事業を展開するPNB Consolidated Pty Ltd社（以下、「PNB社」）の全株式を取得し、本年1月20日付けで当社の100%子会社といたしました。

(1) 株式取得の理由

当社グループは、昨年スタートさせた中期経営計画「V i s i o n 2 0 3 0 2 n d S T A G E」のテーマである「収益力の強靱化」の実現に向け、事業ポートフォリオマネジメントの強化に取り組んでいます。

グループ内の各事業の方向性に沿った戦略施策を実行し、持続的な成長を図るべく、「最重点事業」に位置付けるオーラルヘルスケア事業の成長加速と併せ、「チャレンジ事業」であるビューティケア事業では、新たな事業機会の創出と成長が見込める海外を中心に事業機会の探索を行ってまいりました。

PNB社は、ナチュラルビューティケアブランド「Sukin」を中心に、オーストラリア国内にとどまらずアジア、欧米を含む20以上の国・エリアに事業を展開し、高い収益性を誇っております。

「Sukin」は、自然由来の成分を使用した独自の世界観を形成し、オーストラリアの生活者から高い認知度と信頼を得ており、主力のスキンケアを中心に、ヘアケアやボディケアなどのビューティケアカテゴリーにおいて、生活者の毎日に寄り添う製品を幅広く展開しています。

「Sukin」は、オーストラリア国内でさらなる成長が見込めるうえ、当社グループが事業を展開するアジア市場において、「Sukin」をビューティケア事業の中核ブランドの1つとして本格展開することで、新たな事業機会を創出し、海外事業のさらなる拡大を図ることができると考えております。また、当社グループは主に東南アジアなどにおいてボディソープ、ハンドソープ等のビューティケア市場で一定のプレゼンスを有しており、既存事業で得た知見を「Sukin」にも活用してまいります。

今後、PNB社の事業基盤と当社グループのアジアにおける事業ノウハウを融合させてシナジーを創出し、アジアおよびオーストラリアにおける「より良い習慣づくり」に貢献してまいります。

(2) 被取得企業の概要

(1)	名称	PNB Consolidated Pty Ltd
(2)	所在地	オーストラリア連邦 ビクトリア州 クレイトン
(3)	代表者の氏名	John Humble
(4)	事業内容	ヘアケア、スキンケア製品等の製造販売
(5)	資本金	10,907千オーストラリア・ドル（約11億円）
(6)	設立年月日	2019年4月9日
(7)	直前事業年度の経営成績	
	決算期	2025年6月期
	売上高	79,747千オーストラリア・ドル（約84億円）

(3) 取得株式数および取得前後の株式の状況

(1)	異動前の所有株式数	0株（議決権所有割合 0%）
(2)	取得株式数	33,680,380株（議決権所有割合 100.0%）
(3)	異動後の所有株式数	33,680,380株（議決権所有割合 100.0%）

(4) 契約締結日および株式取得日

(1)	契約締結日	2025年12月25日
(2)	株式取得日	2026年1月20日

(5) 被取得企業の取得対価およびその内訳

(単位：千オーストラリア・ドル)

	金額
現金及び現金同等物	133,636
条件付対価 (注)	15,000
合計	148,636

(注) 条件付対価として、業績目標達成時に追加で最大15,000千オーストラリア・ドルを支払う可能性があります。

なお、現時点において、当該企業結合の当初の会計処理が完了していないため、会計処理に関する詳細な情報は開示しておりません。

(その他の注記)

連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類（日本基準）

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	129,879	147,772	流動負債	100,413	106,727
現金及び預金	59,043	74,844	支払手形	7,266	7,922
受取手形	1,491	1,471	買掛金	32,502	30,153
売掛金	34,392	34,658	リース債務	40	55
商品及び製品	19,301	20,520	未払金	26,035	27,652
仕掛品	1,552	1,501	未払費用	2,995	2,648
原材料及び貯蔵品	6,683	6,696	未払法人税等	3,158	5,323
前払費用	1,290	1,248	預り金	18,734	23,868
未収収益	1,396	1,268	返金負債	5,130	5,259
その他	4,731	5,568	賞与引当金	2,889	2,456
貸倒引当金	△5	△5	販売促進引当金	1,139	892
固定資産	195,161	172,122	役員賞与引当金	165	141
有形固定資産	83,957	84,393	その他	355	352
建物及び構築物	36,524	31,332	固定負債	10,249	10,451
機械及び装置	32,468	28,946	リース債務	71	106
車輛運搬具	143	121	株式給付引当金	564	761
工具、器具及び備品	5,451	4,311	退職給付引当金	6,254	6,242
土地	7,833	7,833	長期預り金	1,336	1,364
リース資産	112	161	資産除去債務	2,022	1,976
建設仮勘定	1,422	11,686	負債合計	110,663	117,178
無形固定資産	12,285	13,762	(純資産の部)		
ソフトウェア	11,833	12,838	株主資本	204,846	193,761
商標権	24	23	資本金	34,433	34,433
その他	427	901	資本剰余金	31,499	31,499
投資その他の資産	98,918	73,966	資本準備金	31,499	31,499
投資有価証券	20,275	18,894	利益剰余金	142,974	137,442
関係会社株式	26,246	33,366	利益準備金	5,551	5,551
関係会社出資金	31,131	3,964	その他利益剰余金	137,422	131,890
長期貸付金	2,795	1,440	圧縮記帳積立金	433	493
長期前払費用	42	78	配当積立金	2,365	2,365
前払年金費用	8,281	7,829	研究開発積立金	830	830
繰延税金資産	8,062	6,322	別途積立金	18,280	18,280
その他	2,110	2,097	繰越利益剰余金	115,514	109,921
貸倒引当金	△28	△28	自己株式	△4,062	△9,613
資産合計	325,040	319,894	評価・換算差額等	9,528	8,904
			その他有価証券評価差額金	9,528	8,904
			新株予約権	2	50
			純資産合計	214,377	202,716
			負債及び純資産合計	325,040	319,894

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額		(ご参考) 前期金額	
売上高	225,480		224,430	
売上原価	117,701		118,095	
売上総利益	107,778		106,335	
販売費及び一般管理費	96,024		96,546	
営業利益	11,754		9,789	
営業外収益				
受取利息	155		48	
受取配当金	7,802		7,005	
受取ロイヤリティー	2,614		2,468	
雑収入	397	10,969	398	9,920
営業外費用				
支払利息	271		129	
雑損失	672	943	904	1,033
経常利益	21,780		18,675	
特別利益				
固定資産処分益	0		0	
投資有価証券売却益	586		585	
事業譲渡益	257		3,425	
その他	-	845	326	4,336
特別損失				
固定資産処分損	296		638	
減損損失	431		6,473	
その他	1	730	35	7,146
税引前当期純利益	21,895		15,865	
法人税、住民税及び事業税	5,409		5,688	
法人税等調整額	△2,194	3,214	△3,083	2,604
当期純利益	18,680		13,260	

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

		株 主 資 本			
		資 本 金	資 本 剰 余 金		
			資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高		34,433	31,499	－	31,499
当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当				
	当 期 純 利 益				
	自 己 株 式 の 取 得				
	自 己 株 式 の 処 分			123	123
	自 己 株 式 の 消 却			△5,234	△5,234
	利益剰余金から資本剰余金への振替			5,110	5,110
	圧縮記帳積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		－	－	－	－
当 期 末 残 高		34,433	31,499	－	31,499

		株 主 資 本							
		利 益 剰 余 金							
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
圧縮記帳積立金	配 当 積 立 金		研究開発積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高		5,551	493	2,365	830	18,280	109,921	137,442	
当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当						△8,037	△8,037	
	当 期 純 利 益						18,680	18,680	
	自 己 株 式 の 取 得								
	自 己 株 式 の 処 分								
	自 己 株 式 の 消 却								
	利益剰余金から資本剰余金への振替							△5,110	△5,110
	圧縮記帳積立金の取崩			△60				60	－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計		－	△60	－	－	－	5,593	5,532	
当 期 末 残 高		5,551	433	2,365	830	18,280	115,514	142,974	

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△9,613	193,761	8,904	8,904	50	202,716
当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当		△8,037			△8,037
	当 期 純 利 益		18,680			18,680
	自 己 株 式 の 取 得	△2	△2			△2
	自 己 株 式 の 処 分	319	443			△47
	自 己 株 式 の 消 却	5,234	-			-
	利益剰余金から資本剰余金への振替		-			-
	圧縮記帳積立金の取崩		-			-
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			624	624	
当 期 変 動 額 合 計	5,551	11,084	624	624	△47	11,661
当 期 末 残 高	△4,062	204,846	9,528	9,528	2	214,377

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）	
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法	
その他有価証券	市場価格のない株式等 以外のもの 市場価格のない株式等	決算日の市場価格等にもとづく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5-10年）にもとづく定額法によっております。

リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
-------	--

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ②販売促進引当金……………代理店・販売店への取引契約にもとづく販売促進活動に係る支払見込額を計上しております。
- ③賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ⑤株式給付引当金……………株式等の交付および給付に係る規程に基づく取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員への当社株式の給付に備えるため、株式給付見込額を計上しております。
- ⑥退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社では、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一時点又は一定期間にわたり認識しております。通常の営業活動における物品の販売による収益は、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。すなわち、物品を顧客に提供した時点で、顧客に物品の法的所有権、物理的占有、物品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。

当社は、原則、製品が出荷した日に顧客に引渡しする配送体制を整えており、出荷と引渡し時点で重要な相違はありません。

収益は、値引き、リベートおよび返品等を加味した、約束した物品の顧客への移転と交換に権利を得ることとなる対価の金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。また、顧客からの前受金については契約負債を計上していません。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

その他、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

(5) 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引

③ヘッジ方針

主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 返金負債および販売促進引当金の評価

①当事業年度に係る計算書類に計上した額	返金負債(注)	5,130百万円
	販売促進引当金	1,139百万円

(注) 値引き・リベート等の顧客に支払われる対価である返金負債が4,825百万円含まれております。

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 返金負債および販売に関する引当金の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	156,845百万円
(2) 保証債務	398百万円
保証先の借入金に対するものであります。 うち187百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。	
(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	12,549百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2,795百万円
関係会社に対する短期金銭債務	35,806百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引	売上高	22,958百万円
	仕入高	37,035百万円
	その他の営業取引高	20,314百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引高		19,395百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 3,130,893株
(注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が664,785株含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主なもの	
貸倒引当金否認額	10百万円
返金負債否認額	1,571百万円
販売促進引当金否認額	348百万円
退職給付引当金否認額	5,175百万円
退職給付信託	1,464百万円
減損損失否認額	3,213百万円
未払事業税・事業所税	295百万円
その他	3,679百万円
繰延税金資産の小計	15,759百万円
評価性引当額	△2,589百万円
繰延税金資産の合計	13,169百万円
(2) 繰延税金負債の発生の主なもの	
租税特別措置法における積立金・準備金	199百万円
資産除去債務否認額	516百万円
その他有価証券評価差額金	4,387百万円
その他	4百万円
繰延税金負債の合計	5,107百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	ライオンケミカル(株)	所有 直接 100.0%	原料・商品の仕入先	原料・商品の仕入 (注2)	30,164	買掛金	12,304
子会社	ライオンエキスパートビジネス(株)	所有 直接 100.0%	不動産の賃貸・管理等 の委託先	CMSによる資金の貸借 利息の支払い(注3)	104	預り金	6,999
子会社	ライオンハイジーン(株)	所有 直接 100.0%	製品・商品の販売先	CMSによる資金の貸借 利息の支払い(注3)	29	預り金	4,123
子会社	ライオンエンジニアリング(株)	所有 直接 100.0%	設備の建設・保守等の 委託先	設備の購入(注2)	8,999	未払金	2,234
子会社	Lion Corporation (Korea)	所有 直接 100.0%	製品・商品の仕入先お よび販売先	債務の保証(注4)	23	—	—
関連 会社	PT. Lion Wings	所有 直接 48.0%	製品・商品の販売先	債務の保証(注4)	375	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 購入価格については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引については取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。また、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) Lion Corporation (Korea)およびPT. Lion Wingsにおける金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、保証額等にもとづき算定した保証料を受け取っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	774円89銭
1株当たり当期純利益	67円53銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度591,991株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度664,785株であります。

10. 重要な後発事象

連結計算書類（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上